

議 第 265 号

平成28年12月5日提出

熊本市区の設置等に関する条例の一部改正について

熊本市区の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市区の設置等に関する条例（平成23年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中央区役所大江出張所の項、東区役所秋津出張所の項、東区役所東部出張所の項、西区役所花園総合出張所の項、南区役所飽田総合出張所の項、南区役所南部出張所の項及び北区役所北部総合出張所の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提出理由）

区役所の出張所の再編をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。